

# 令和元年度第2回 地域連携推進会議

## 議事次第

日 時：令和元年12月12日（木）15：00～16：00

場 所：大学本部棟2階 第一研修室

### 【議題】

#### <審議事項>

- 1 地域連携推進機構体制の見直しについて
- 2 地域連携推進機構専任教員の選考について
- 3 その他

#### <報告事項>

- 1 その他

### 【配付資料】

- 令和元年度第1回地域連携推進会議 議事要旨（案）
- 審議1-1 イノベーションの先導に向けた体制の見直しについて
- 審議1-2 国立大学法人琉球大学地域連携推進機構規則
- 審議2 地域連携推進機構教員選考内規
- 参考資料1 国立大学法人琉球大学地域連携推進機構規則
- 参考資料2 国立大学法人琉球大学地域連携推進会議規程
- 参考資料3 琉球大学地域連携推進会議委員名簿（平成31年4月1日）

資料番号

審議1

審議2

## 令和元年度 第1回地域連携推進会議 議事要旨 (案)

日時 : 令和元年10月29日(火) 10:30 ~ 11:25

場所 : 本部管理棟2階 第二会議室

出席者 : 牛窪 潔 (機構長)、背戸 博史 (地域連携企画室長・生涯学習推進部門長)、藤田 陽子 (研究推進機構 (島嶼地域科学研究所) 教授)、畠中 雄平 (人文社会学部教授)、大城 賢 (教育学部教授)、金城 貴夫 (医学部教授)、内藤 重之 (農学部教授)、熊淵 智行 (附属図書館事務部長)、新田 早苗 (総合企画戦略部長)、金城 徹 (地域連携推進課長)

欠席者 : 竹村 明洋 (副機構長・産学官連携部門長)、名嶋 義直 (グローバル教育支援機構 (国際教育支援部門) 教授)、西本 裕輝 (グローバル教育支援機構 (授業支援部門) 教授)、玉城 志博 (研究推進機構 (熱帯生物圏研究センター) 助教)、福井 眞司 (国際地域創造学部講師)、眞榮平 孝裕 (理学部教授)、舟木 慶一 (総合情報処理センター講師)、

陪席者 : 嘉目 克彦 (監事)、小島 肇 (地域連携推進機構 (地域連携企画室) 特命准教授)、島袋 亮道 (地域連携推進機構 (地域連携企画室) 特命准教授)、畑中 寛 (地域連携推進機構 (地域連携企画室) 特命准教授)、奥儀 あゆみ (産学連携推進係長)、金城 まなみ (企画係主任)、田頭 明子 (地域連携推進係主任)

### <審議事項>

#### 1. 琉球大学開学70周年記念事業地域連携企画展について

議長から、資料(審議1-1、1-2)に基づき、2020年の琉球大学開学70周年記念事業全体の計画や進捗状況について、説明があった。

引き続き、背戸地域連携企画室長から、地域連携企画展について、2019年3月に開催した未来共創フェアを参考に、より企業との連携も含めた内容としたいこと、フェアの際は、地域連携推進機構の教員を中心とした実行委員会を組織したが、今回は開学記念事業として全学的な実行委員会を組織したい旨の提案があった。

審議の結果、地域連携企画展の実行委員会として、地域連携推進機構の専任・特命教員と地域連携推進会議委員で組織することが了承された。

なお、嘉目監事から、70周年記念事業のGAPファンド設立についての確認があり、議長から、GAPファンド設立については令和3年度からの実施となることの説明があり、引き続き、金城地域連携推進課長から、ファンド設立はこれから詰めていくため、来年度に開催する企画展について先に審議いただいている旨の説明があった。

### <報告事項>

#### 1. 「大学の地域貢献度に関する全国調査2019」の調査結果について

議長から、資料(報告1-1、1-2)に基づき、日経グローバルが実施した「大学の地域貢献度に関する全国調査2019」で、本学が全国8位になったことの報告があった。

委員より、主に以下のような意見があった。

- ・本調査は、ある程度の妥当性はあるとは思いますが、実際に地域住民にとって各大学の地域貢献がどういうメリットがあったかという観点も必要ではないか。

- ・企業や自治体との共同研究等だけではない、いろんな地域貢献の在り方というものも考えていくべきではないか。

- ・この調査も毎回、力点が変わっている印象があり、本学がやっていることがたまたま調査項目として一致したという点は否めない。ランキングが上昇したというのは、広報の面では重要ではあるが、本学としては、沖縄のニーズ、沖縄の発展というものを重要視していくという姿勢が重要である。

- ・社会的な広報インパクトはあり、沖縄の経済同友会や起業家団体はこの情報をいち早くつかんでいる。県内企業に70周年事業の寄附を呼び掛けている中で、大事な点ではある。

令和元年 1 1 月  
学 長

## イノベーションの先導に向けた体制の見直しについて

### 1. 背景

本学は国立大学として、「産業界及び自治体との連携を強化し、地域との教育研究両面における本格的な協働による社会のイノベーションを先導すること」\*が求められており、従来の地域連携推進機構及び研究推進機構の枠組みを超えて取り組んでいく必要が生じている。

#### ①地域共創（人材育成）

地域共創という面では、イノベーションの創出を担う「人材」の輩出とその仕組みの構築が重要であり、職業教育訓練、リカレント教育、グローバル人材教育、イノベーション教育、新しい生涯教育及び本年度まで実施してきたCOC・COC+を中軸とする社会と大学との接続教育を推進していく必要がある。

これらの取組みを地域連携推進機構で一体的・効率的に推進するため、同機構の部門制を解消して地域共創企画室に業務を集約するとともに、新たな仕組みとして「地域共創人材育成バンク」及び「開発実践専門部会」を設ける。

#### ②産学官連携（研究）

産学官連携という面では、運営費交付金の算定基礎となるKPIに外部資金獲得の要素が盛り込まれるなど、外部資金獲得力強化は大学にとって喫緊の課題となっており、教員個人対企業による共同研究中心から転換し、組織対組織による共同研究を推進する必要がある。（別添参考資料参照）

このため、現状の研究推進機構と地域連携推進機構に分散している産学・研究に関する機能を集約化する。

なお、他大学においても研究推進と産学官連携に関する組織を統合し、分散していたURA、産学官連携コーディネーター等の人材と機能を集約して、基礎研究から産学連携までを一貫して支援できる体制への再編が進んできており、例えば近年、九州地区においても、九州大学をはじめ、佐賀大学、長崎大学においても同様の組織改編を行っている。

※『高等教育における国立大学の将来像（最終まとめ）』H30.1.26 国立大学協会

## 2. 基本的な方針（別図を参照）

上記の背景を踏まえ、以下の組織再編を行う。

- (1) 地域共創及び産学官連携において、研究推進機構及び地域連携推進機構が円滑に連携して業務を実施することが重要であるため、その機能を持つ「琉大イノベーションイニシアティブ（仮称）」を設置する。
- (2) 「琉大イノベーションイニシアティブ（仮称）」は学長の下に置き、各機構長、各副機構長、各企画室関係者らをメンバーとして組織する。
- (3) 地域連携推進機構の下にある産学官連携を部門及び生涯学習推進部門を廃止する。また、地域連携企画室を地域共創企画室に変更し、同室に機構の業務（産学官連携を除く。）を集約化する。
- (4) 研究推進機構へ地域連携推進機構の産学官連携業務を移管する。
- (5) 地域連携推進機構に地域共創の新たな仕組みとして「地域共創人材育成バンク」及び「開発実践専門部会」を設ける。
- (6) 副理事・副学長（産学官連携担当）を副理事・副学長（地域・社会連携担当）に変更する。
- (7) 学長補佐（産学官連携担当）を新設し、研究推進機構の副機構長に充てる。（副機構長2名体制とする。）
- (8) 地域連携推進機構地域共創企画室に専任教員を置く。
- (9) 研究推進機構研究企画室に専任教員を置く。
- (10) 事務体制については、必要に応じて見直す。

## 3. スケジュール

- (1) 役員等懇談会において、上記の基本的な方針を報告し、学長決裁を行う。
- (2) 企画経営戦略会議において、上記の基本的な方針を報告する。
- (3) 研究推進機構会議及び地域連携推進機構会議において、研究推進機構規程、研究推進機構研究企画室規程及び地域連携推進機構規程の一部変更を審議し、学長決裁を行う。（組織関係）
- (4) 教育研究評議会及び役員会において、組織変更に伴う関連規程の一部変更（産学官連携関係及び人事関係）を審議し、学長決裁を行う。
- (5) 令和2年4月1日に新体制を発足する。

# イノベーションの先導に向けた体制の見直しについて

**学 長**

(外部組織)  
沖縄産学官イノベーション創出協議会

(外部組織)  
沖縄産学官協働人材育成円卓会議

利益相反マネジメント委員会

**琉大イノベーション  
イニシアティブ  
(仮称)**

**研究推進機構**  
機構長: 研究担当理事

**地域連携推進機構**  
機構長: 地域・社会連携担当理事

研究推進アドバイザー会議

研究推進会議

副機構長:  
学長補佐  
(研究担当)  
+ 学長補佐  
(産学官連携担当)

副機構長:  
地域・社会連携担当  
産学官連携担当  
副理事

地域連携推進協議会

地域連携推進会議

- 熱帯生物圏研究センター
- 島嶼地域科学研究所
- 島嶼防災研究センター
- 亜熱帯島嶼地域科学超域研究機構
- 戦略的研究プロジェクトセンター
- 博物館(風樹館)
- 研究基盤センター

**研究企画室**  
産学連携・知的財産  
チーム  
専任教員  
+ URA  
+ 特命教員

**地域共創  
企画室  
地域連携  
企画室**  
専任教員  
+ 特命教員

産学官連携部門

生涯学習推進部門

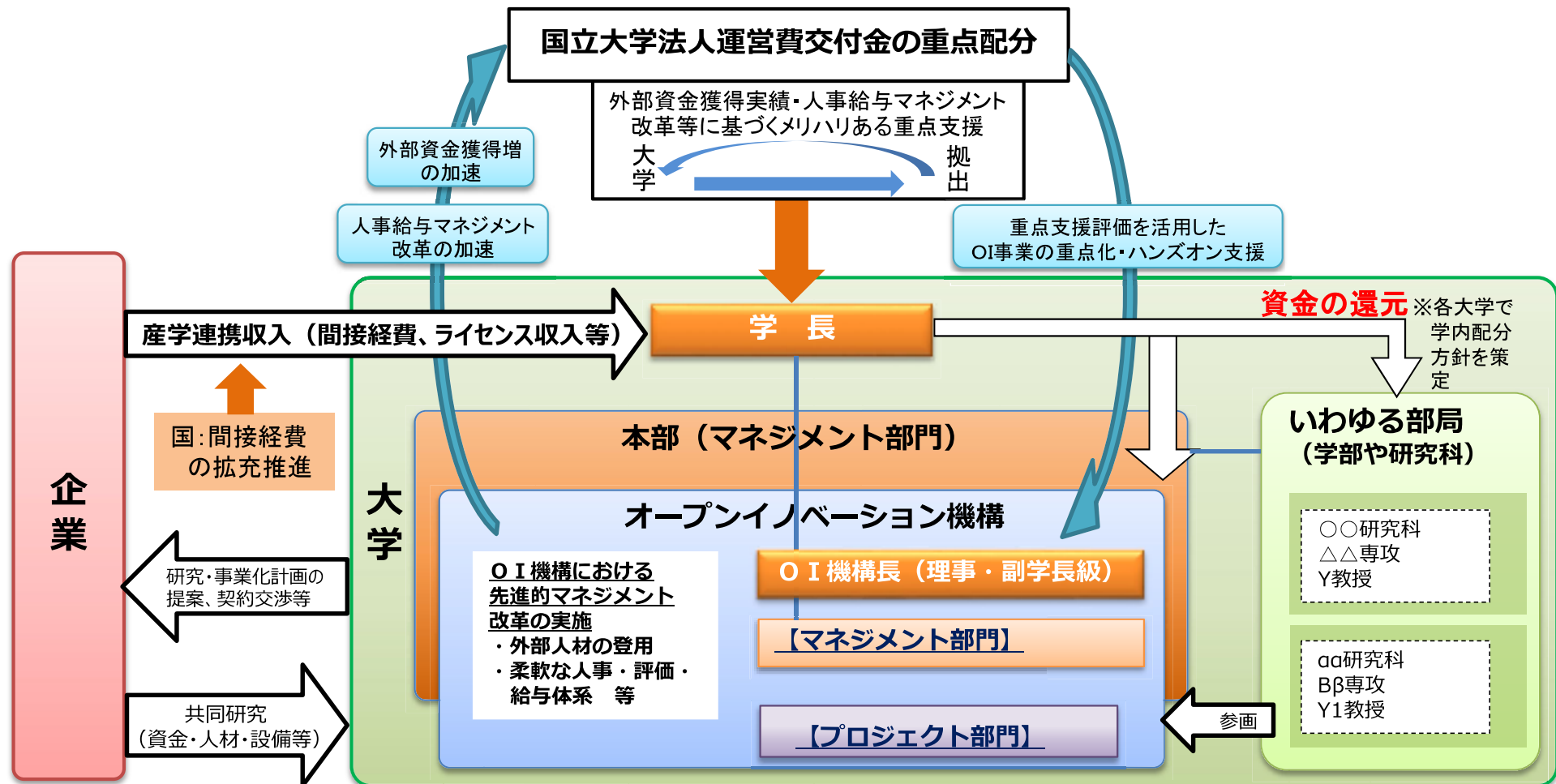
発明審査委員会  
起業支援委員会

開発実践専門部会

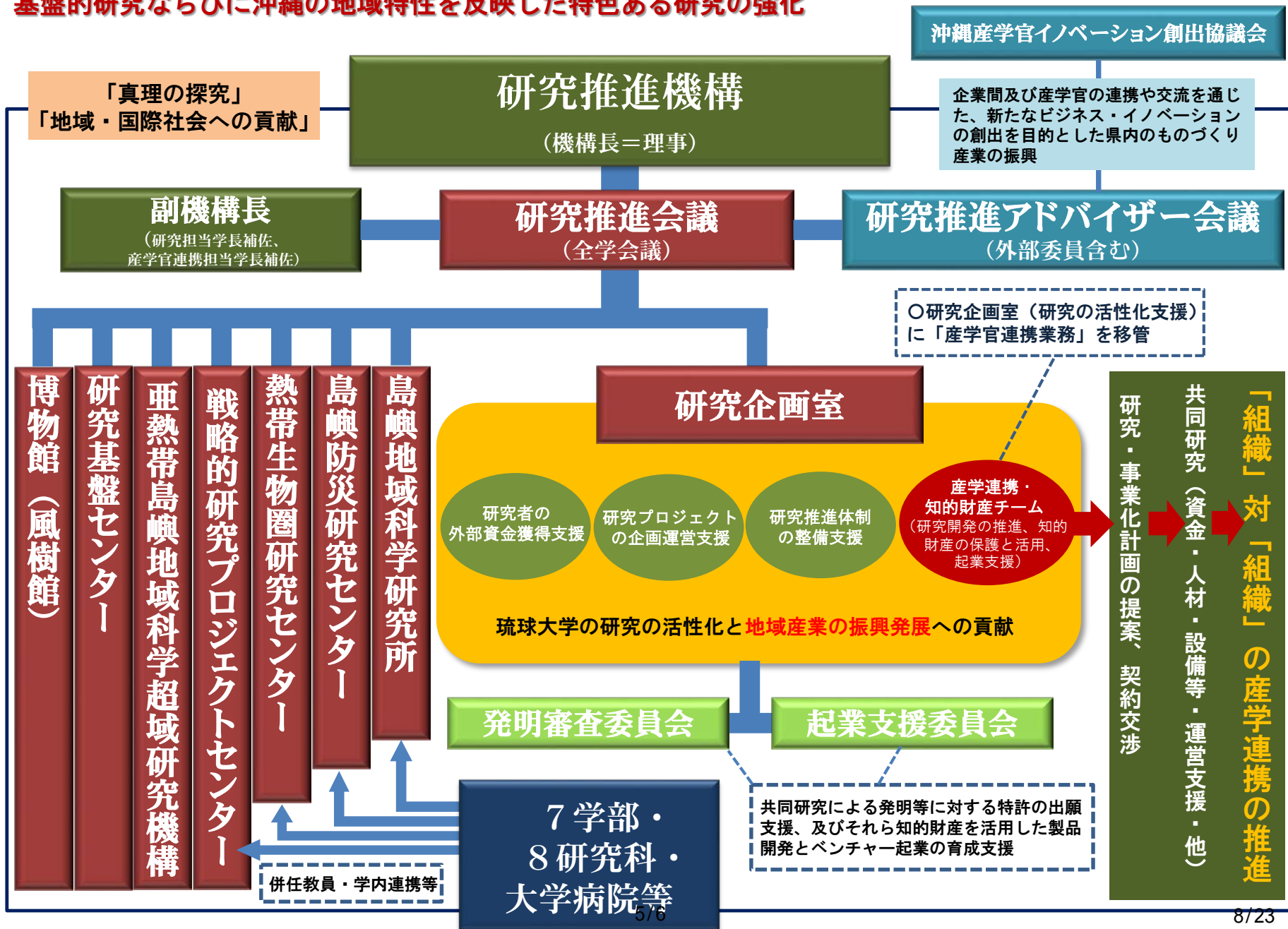
地域共創人材バンク

# 参考：産学連携の推進と運営費交付金の重点配分の連動

- Society5.0の実現に向けて、イノベーションの源泉である大学が、産学連携を推進し、財源を多様化することは不可欠であり、**オープンイノベーション機構**の設立により、「組織」対「組織」による産学連携を推進。
- この動きを、国立大学**運営費交付金の重点配分**により、さらに推し進め、産学連携収入の学内への還元や体制増強を図るなど、**資金の好循環**を実現。



基盤的研究ならびに沖縄の地域特性を反映した特色ある研究の強化





産学官金・地域との協働で  
「教育環境及び教育サービスの創出・提供・定着」の拠点を創出

沖縄産学官協働人財育成円卓会議

「行動するシンクタンク」

## 地域連携推進機構

(機構長＝理事)

沖縄21世紀ビジョンの実現に資する、  
産学官金と協働した地域人財の設定、  
人財輩出のために必要な連携体制&  
支援に関するプラットフォーム

### 副機構長

(地域・社会連携担当副学長)

### 地域連携推進会議

(全学会議)

### 地域連携推進協議会

(外部委員含む)

- 地域と大学を繋ぐ総合的なワンストップ窓口 (他の機構や学部等の組織への繋ぎ)
- 教育環境及び教育サービスの創出・提供・定着 (企画・実施、自走化までを総合調整)

### 地域共創企画室

※「白文字」は専門部会の例

職業教育訓練  
(VET: ビジネス  
スキルアップ)

リカレント教育  
(専門職養成・高  
度化、初級地域公  
共政策士)

グローバル人材  
教育 (外国語運用  
能力、海外インタ  
ーンシップ)

イノベーション  
教育 (デザイン・  
シンキング、科学  
教育、起業教育)

新しい生涯学習  
教育 (自治体向け  
課題解決講座)

社会と大学の接  
続教育 (出口一体  
型、地域志向教育)

小・中・高校生、大学生と社会人も含めた学びの機会拡充と教育プログラム開発・実践

### 開発実践専門部会

(複数設置)

バンクに登録している学内外の人材が、専門部会を  
舞台に、地域の求める人財輩出のための仕組みづく  
りへの参画、教育プログラムの開発・実践を担当

多様な大学資源 × 産学官金・地域が持つ資源  
→ 島嶼地域をカバーする教育拠点の構築  
→ 地域貢献大学としての機能強化  
(琉大ブランドの確立)

7学部・  
8研究科・  
大学病院等

## 地域共創人材バンク

(登録制)

他の高等教育機関  
産業界  
自治体  
産業支援機関等

6/6  
専門人材の参画

国立大学法人琉球大学地域連携推進機構規則

平成28年2月23日  
制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人琉球大学組織規則第16条第2項の規定に基づき、国立大学法人琉球大学地域連携推進機構(以下「機構」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 機構は、国立大学法人琉球大学(以下「本法人」という。)における地域連携、**産学官連携**及び生涯学習推進に関わる戦略を全学的かつ一体的な観点から確立し、地域社会における人材の育成、産業振興に貢献するとともに地域連携の諸活動を通して本法人における教育研究活動の活性化を図ることを目的とする。

(部門等)

第3条 前条の目的を達成するため、機構に次の室、部門、系及びセンターを置く。

- (1) 地域**連携**企画室
- (2) 産学官連携部門
  - ア 研究開発支援系
  - イ 知的財産系
  - ウ 起業支援系
- (3) 生涯学習推進部門
  - ア 社会教育系
  - イ 地域志向教育系
- 2 前項1号の地域連携企画室に交流人材センターを置く。
- 3 交流人材センターに関し必要な事項は、別に定める。

(業務)

第4条 機構においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域連携企画室
  - ア 機構全体の統括、方向性に関すること。
  - イ 機構内の組織間の協働体制の構築に関すること。
  - ウ 機構とグローバル教育支援機構、研究推進機構及び学部・研究科等との協働体制の構築に関すること。
  - エ 機構と産学官をはじめとする多様な組織との協働体制の構築に関すること。
  - オ 学内外への地域連携に係る広報戦略策定と実施に関すること。
  - カ 産学官民からの協力要請及び要望等に関する総合窓口に関すること。
- (2) 産学官連携部門
  - ア 民間機関等との共同研究、受託研究その他研究開発の支援に関すること。
  - イ 民間機関等の技術者及び学生等への技術教育の実施及び援助に関すること。
  - ウ 知的財産の創生、内容評価、特許出願、管理及び活用に関すること。
  - エ 知的財産の契約及び係争に関すること。
  - オ 知的財産の補償、表彰及び啓発普及に関すること。
  - カ 知的財産の技術移転に関すること。
  - キ 知的財産及びノウハウを活用した大学発ベンチャーの起業支援に関すること。
  - ク その他産学官連携の推進に関すること。

### (3) 生涯学習推進部門

- ア 生涯学習体系に資する教育・研究に関すること。
- イ 公開講座及び公開授業の計画・実施の支援に関すること。
- ウ 本法人が有する生涯学習に資する機能の開放に関すること。
- エ 地域志向教育の推進に関すること。
- オ 地域人材の育成に関すること。
- カ 他の教育機関及び地域の生涯学習機関等との連携・協力に関すること。
- キ その他生涯学習に関すること。

### (組織)

第5条 機構に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 室長
- (4) 部門長
- (5) 専任教員
- (6) 特命教員
- (7) 併任教員
- (8) コーディネーター
- (9) その他の職員

### (機構長)

第6条 機構に、機構長を置き、地域連携を担当する理事をもって充てる。

2 機構長は、機構の業務を掌理し、統括する。

### (副機構長)

第7条 副機構長は、機構長の職を補佐するとともに、機構長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

- 2 副機構長は、本法人の副理事又は教員の中から機構長の推薦に基づき、学長が任命する。
- 3 副機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (室長)

第8条 室長は、当該室の業務を掌理するとともに、機構長の職務を補佐する。

- 2 室長は、本法人の教員の中から機構長の推薦に基づき学長が任命する。
- 3 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、室長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (部門長)

第9条 部門長は、当該部門の業務を掌理するとともに、機構長の職務を補佐する。

- 2 部門長は、本法人の教員の中から機構長の推薦に基づき学長が任命する。
- 3 部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (地域連携推進会議)

第10条 機構の運営並びに全学の地域貢献及び地域連携等に関する事項を審議するため、地域連携推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議に関し必要な事項は、別に定める。

(地域連携推進協議会)

第11条 機構に対する評価・助言等を行うため、地域連携推進協議会を置く。

2 地域連携推進協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(運営会議)

第12条 機構の運営に関わる基本方針の策定を行うため、地域連携推進機構運営会議(以下「運営会議」という。)を置く。

(審議事項)

第13条 運営会議は、次に掲げる事項の基本方針の策定について審議する。

- (1) 機構の管理運営に関すること。
- (2) 機構の教員人事(教員選考に係る部分を除く。)に関すること。
- (3) 機構の事業計画に関すること。
- (4) その他機構に関すること。

(運営会議の組織)

第14条 運営会議は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 室長
- (4) 部門長
- (5) 専任教員
- (6) 特任教員
- (7) 機構長が指名する併任教員 若干人
- (8) コーディネーター
- (9) 総合企画戦略部長
- (10) 地域連携推進課長
- (11) その他機構長が必要と認めた者

2 前項第7号及び第11号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第15条 運営会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

2 議長は運営会議を招集し、主宰する。

3 議長に事故があるとき又は欠けたときは、副機構長がその職務を代行する。

(議事)

第16条 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第17条 機構に専門的事項を審議するため、専門委員会を置くことができる。

(事務)

第18条 機構に関する事務は、総合企画戦略部地域連携推進課において処理する。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、推進会議の承認を得て機構長が別に定める。

(改廃)

第20条 この規則の改廃は、推進会議の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 琉球大学産学官連携推進規則（平成20年4月22日制定）は、廃止する。
- 3 琉球大学生涯学習教育研究センター規則（平成9年3月25日制定）は、廃止する。
- 4 琉球大学地域貢献推進委員会規程（平成14年6月25日制定）は、廃止する。

附 則（平成30年3月30日）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

## 琉球大学地域連携推進機構教員選考内規

平成28年6月15日  
制 定

## (趣旨)

第1条 琉球大学地域連携推進機構（以下「機構」という。）の専任教員（以下「教員」という。）の選考については、国立大学法人琉球大学教員選考基準（平成16年4月1日制定。以下「選考基準」という。）、国立大学法人琉球大学教員選考通則（平成27年3月4日制定。以下「選考通則」という。）及び施設等の管理運営の在り方について（平成17年11月22日教育研究評議会了承）に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

## (教員選考の原則)

第2条 教員の選考は、本学及び機構の理念・目標・将来構想に沿って行うものとする。  
2 教員の選考は、原則として公募（昇任を除く。）により行うものとする。  
3 教員の選考に当たっては、女性、外国人及び実務経験者の採用等の促進を図ることを考慮するものとする。

## (採用等人事の発議)

第3条 機構長は、機構の部門長からの申出を受け、採用又は昇任人事（以下「採用等人事」という。）の必要があると判断した場合は、地域国際連携を担当する理事（以下「担当理事」という。）と調整の上、選考通則第3条第1項の規定に基づき、教員採用（昇任）人事申出書を学長へ提出しなければならない。

## (教員選考調書作成委員会)

第4条 機構長は、学長から採用等人事の開始決定の通知があったときは、担当理事と調整の上、選考通則第6条に定める当該採用等人事に係る教員選考調書作成委員会（以下「教員選考委員会」という。）を設置しなければならない。

2 教員選考委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、機構長が指名する教授5名をもって組織する。ただし、機構長が必要と認めるときは、教授の職にある者に代わって2名まで准教授の職にある者を委員とすることができる。

- (1) 副機構長
- (2) 機構の地域連携企画室長
- (3) 機構の部門長
- (4) 機構の専任教員
- (5) 機構以外の関連分野の専任教員

## (委員長)

第5条 教員選考委員会に委員長を置く。  
2 委員長は、委員の互選により選出された委員をもって充てる。  
3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

## (会議)

第6条 教員選考委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 教員選考委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(公募要項の作成)

第7条 教員選考委員会は、当該採用人事に係る公募要項を作成し、機構長へ提出しなければならない。

- 2 機構長は、前項の規定に基づき公募要項の提出があったときは、担当理事と調整の上、学長へ申請し承認を得なければならない。
- 3 担当理事は、前項に基づく調整に当たっては、機構運営の総合的な判断により行うものとする。

(教育研究業績等の審査)

第8条 機構長は、選考通則第8条の規定に基づき、学長から当該採用候補者について教育研究業績等の審査を付託された場合は、担当理事へ報告するとともに、教員選考委員会に教育研究業績等の審査を依頼するものとする。

- 2 教員選考委員会は、採用候補者又は昇任候補者（以下「採用等候補者」という。）について教育研究業績等の審査を行うとともに、その審査結果に基づき、教員選考調書を作成しなければならない。
- 3 前項の教育研究業績等の審査に当たっては、選考基準によるもののほか、研究面のみならず、教育等の担当者として求められる資質についても考慮するものとする（必要に応じ、当該分野の実務経験を含む）。また、教育研究業績等の審査に当たり、男女を問わず、出産・育児・介護等に従事した期間がある場合は、これを配慮することができる。
- 4 教員選考委員会は、出席委員の3分の2以上の同意により採用等候補者を選考するものとする。

(選考経過の報告)

第9条 教員選考委員会は、前条の審査結果に基づき採用候補者について教員選考調書及び履歴書を添えて、機構長へ報告しなければならない。

- 2 機構長は、前項の報告を受けたときは、機構運営の総合的な判断により適正に選考が行われたと判断した場合には、担当理事と調整し、採用等候補者を決定する。

(採用等候補者の推薦)

第10条 機構長は、選考通則第9条の規定に基づき、前条により決定された採用等候補者について教員選考調書及び履歴書を添えて、学長へ推薦するものとする。

(教員選考委員会等への報告)

第11条 機構長は、選考通則第10条第4項の規定に基づき、学長から採用等候補者の決定通知があった場合は、担当理事及び教員選考委員会へ報告するものとする。

- 2 機構長は、選考通則第11条の規定に基づき、学長から採用等候補者の差戻しがあった場合は、教員選考委員会へ報告し、担当理事と調整を行うものとする。
- 3 機構長は、前項の調整を踏まえ、採用等候補者の取扱いについて学長と協議し、その結果を担当理事及び教員選考委員会へ報告するものとする。

(事務)

第12条 教員選考に関する事務は、総合企画戦略部地域連携推進課において処理する。

(雑則)

第13条 この内規に定めるもののほか、教員の教育研究業績等の審査等に関する必要な事項は、地域連携推進機構運営会議の議を経て、機構長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年6月15日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 琉球大学産学官連携推進機構教員選考内規（平成25年3月27日制定）、琉球大学生涯学習教育研究センター教員選考内規（平成19年5月28日制定）、琉球大学産学官連携推進機構教員選考内規に関する申合せ（平成25年3月27日制定）及び琉球大学生涯学習教育研究センター教員選考内規に関する申合せ（平成19年5月28日制定）は、廃止する。



## 国立大学法人琉球大学地域連携推進機構規則

平成 28 年 2 月 23 日  
制 定

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人琉球大学組織規則第 16 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人琉球大学地域連携推進機構(以下「機構」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

## (目的)

第 2 条 機構は、国立大学法人琉球大学(以下「本法人」という。)における地域連携、産学官連携及び生涯学習推進に関わる戦略を全学的かつ一体的な観点から確立し、地域社会における人材の育成、産業振興に貢献するとともに地域連携の諸活動を通して本法人における教育研究活動の活性化を図ることを目的とする。

## (部門等)

第 3 条 前条の目的を達成するため、機構に次の室、部門、系及びセンターを置く。

- (1) 地域連携企画室
  - (2) 産学官連携部門
    - ア 研究開発支援系
    - イ 知的財産系
    - ウ 起業支援系
  - (3) 生涯学習推進部門
    - ア 社会教育系
    - イ 地域志向教育系
- 2 前項 1 号の地域連携企画室に交流人材センターを置く。
- 3 交流人材センターに関し必要な事項は、別に定める。

## (業務)

第 4 条 機構においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域連携企画室
  - ア 機構全体の統括、方向性に関すること。
  - イ 機構内の組織間の協働体制の構築に関すること。
  - ウ 機構とグローバル教育支援機構、研究推進機構及び学部・研究科等との協働体制の構築に関すること。
  - エ 機構と産学官をはじめとする多様な組織との協働体制の構築に関すること。
  - オ 学内外への地域連携に係る広報戦略策定と実施に関すること。
  - カ 産学官民からの協力要請及び要望等に関する総合窓口に関すること。
- (2) 産学官連携部門
  - ア 民間機関等との共同研究、受託研究その他研究開発の支援に関すること。
  - イ 民間機関等の技術者及び学生等への技術教育の実施及び援助に関すること。
  - ウ 知的財産の創生、内容評価、特許出願、管理及び活用に関すること。
  - エ 知的財産の契約及び係争に関すること。
  - オ 知的財産の補償、表彰及び啓発普及に関すること。
  - カ 知的財産の技術移転に関すること。
  - キ 知的財産及びノウハウを活用した大学発ベンチャーの起業支援に関すること。
  - ク その他産学官連携の推進に関すること。

(3) 生涯学習推進部門

- ア 生涯学習体系に資する教育・研究に関する事。
- イ 公開講座及び公開授業の計画・実施の支援に関する事。
- ウ 本法人が有する生涯学習に資する機能の開放に関する事。
- エ 地域志向教育の推進に関する事。
- オ 地域人材の育成に関する事。
- カ 他の教育機関及び地域の生涯学習機関等との連携・協力に関する事。
- キ その他生涯学習に関する事。

(組織)

第5条 機構に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 室長
- (4) 部門長
- (5) 専任教員
- (6) 特命教員
- (7) 併任教員
- (8) コーディネーター
- (9) その他の職員

(機構長)

第6条 機構に、機構長を置き、地域連携を担当する理事をもって充てる。

- 2 機構長は、機構の業務を掌理し、統括する。

(副機構長)

第7条 副機構長は、機構長の職を補佐するとともに、機構長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

- 2 副機構長は、本法人の副理事又は教員の中から機構長の推薦に基づき、学長が任命する。
- 3 副機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長)

第8条 室長は、当該室の業務を掌理するとともに、機構長の職務を補佐する。

- 2 室長は、本法人の教員の中から機構長の推薦に基づき学長が任命する。
- 3 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、室長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門長)

第9条 部門長は、当該部門の業務を掌理するとともに、機構長の職務を補佐する。

- 2 部門長は、本法人の教員の中から機構長の推薦に基づき学長が任命する。
- 3 部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(地域連携推進会議)

第10条 機構の運営並びに全学の地域貢献及び地域連携等に関する事項を審議するため、地域連携推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議に関し必要な事項は、別に定める。

(地域連携推進協議会)

第11条 機構に対する評価・助言等を行うため、地域連携推進協議会を置く。

2 地域連携推進協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(運営会議)

第12条 機構の運営に関わる基本方針の策定を行うため、地域連携推進機構運営会議(以下「運営会議」という。)を置く。

(審議事項)

第13条 運営会議は、次に掲げる事項の基本方針の策定について審議する。

- (1) 機構の管理運営に関すること。
- (2) 機構の教員人事(教員選考に係る部分を除く。)に関すること。
- (3) 機構の事業計画に関すること。
- (4) その他機構に関すること。

(運営会議の組織)

第14条 運営会議は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 室長
- (4) 部門長
- (5) 専任教員
- (6) 特任教員
- (7) 機構長が指名する併任教員 若干人
- (8) コーディネーター
- (9) 総合企画戦略部長
- (10) 地域連携推進課長
- (11) その他機構長が必要と認めた者

2 前項第7号及び第11号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第15条 運営会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

2 議長は運営会議を招集し、主宰する。

3 議長に事故があるとき又は欠けたときは、副機構長がその職務を代行する。

(議事)

第16条 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第17条 機構に専門的事項を審議するため、専門委員会を置くことができる。

(事務)

第18条 機構に関する事務は、総合企画戦略部地域連携推進課において処理する。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、推進会議の承認を得て機構長が別に定める。

(改廃)

第20条 この規則の改廃は、推進会議の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 琉球大学産学官連携推進規則（平成20年4月22日制定）は、廃止する。
- 3 琉球大学生涯学習教育研究センター規則（平成9年3月25日制定）は、廃止する。
- 4 琉球大学地域貢献推進委員会規程（平成14年6月25日制定）は、廃止する。

附 則（平成30年3月30日）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

## 国立大学法人琉球大学地域連携推進会議規程

平成28年2月23日  
制 定

## (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人琉球大学地域連携推進機構（以下「機構」という。）規則第10条第2項の規定に基づき、国立大学法人琉球大学地域連携推進会議（以下「推進会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 推進会議は、国立大学法人琉球大学全体の地域連携活動に係る企画・立案、支援、評価を総括することにより、地域連携への取り組みを全学的に推進することを目的とする。

## (審議事項)

第3条 推進会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 機構の管理運営の重要事項に関すること。
- (2) 全学の地域連携の基本方針に関すること。
- (3) 機構の評価に関すること。
- (4) その他機構の業務に関すること。

## (組織)

第4条 推進会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 地域連携企画室長
- (4) 産学官連携部門長
- (5) 生涯学習推進部門長
- (6) グローバル教育支援機構から選出された教職員 若干人
- (7) 研究推進機構から選出された教職員 若干人
- (8) 各学部から選出された教員 各1人
- (9) 総合情報処理センターから選出された教員 1人
- (10) 総合企画戦略部長及び附属図書館事務部長
- (11) 総合企画戦略部地域連携推進課長
- (12) その他機構長が必要と認めた者

2 前項第6号、第7号、第8号、第9号及び第12号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、学長が任命する。

## (議長)

第5条 推進会議に議長を置き、機構長を持って充てる。

- 2 議長は推進会議を招集し、主宰する。
- 3 議長に事故があるとき又は欠けたときは、副機構長がその職務を代行する。

(議事)

第6条 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、総合企画戦略部地域連携推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、推進会議が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、推進会議の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に任命される第4条第1項第6号、第7号、第8号、第9号及び第12号に定める委員の任期は、第4条第2項の規程にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則 (平成30年3月30日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

## 琉球大学地域連携推進会議委員

平成31年4月1日現在

所属部局	職名	氏名	任期	内線番号	区分	備考
地域・社会連携担当理事	機構長	牛窪 潔			1号委員	議長
地域連携推進機構	副機構長 産学官連携部門長	竹村 明洋			2号委員 4号委員	
地域連携推進機構	地域連携企画室長 生涯学習推進部門長	背戸 博史			3号委員 5号委員	
グローバル教育支援機構 (授業支援部門)	教授	西本 裕輝	H30.6. ~R2.3.31		6号委員	
グローバル教育支援機構 (国際教育支援部門)	教授	名嶋 義直	〃		〃	
研究推進機構 (熱帯生物圏研究センター)	助教	玉城 志博	〃		7号委員	
研究推進機構 (島嶼地域科学研究所)	教授	藤田 陽子	〃		〃	
国際地域創造学部	講師	福井 眞司	〃		8号委員	
人文社会学部	教授	畠中 雄平	〃		8号委員	
教育学部	教授	大城 賢	〃		8号委員	
理学部	教授	眞榮平 孝裕	〃		8号委員	
医学部	教授	金城 貴夫	〃		8号委員	
工学部	教授	下里 哲弘	H31.4.1 ~R2.3.31		8号委員	
農学部	教授	内藤 重之	〃		8号委員	
総合情報処理センター	講師	舟木 慶一	H30.6. ~R2.3.31		9号委員	
総合企画戦略部長	部長	新田 早苗			10号委員	
附属図書館事務部長	事務部長	熊渕 智行			10号委員	
地域連携推進課長	課長	金城 徹			11号委員	